

福岡市地下鉄マナー啓発動画制作業務委託 仕様書

1 業務名称

福岡市地下鉄マナー啓発動画制作業務委託

2 事業目的・概要

主に外国人の利用者へ向けた乗車マナーの啓発を推進するため、福岡空港駅デジタルサイネージや SNS 等で発信する動画を制作するもの。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

4 履行場所

福岡市交通局営業部営業課

5 委託内容

主に外国人の利用者へ向けた乗車マナー啓発動画の制作

6 制作動画について

(1) コンセプト

- ・外国人に対し、日本におけるマナーについて訴求する。

(2) 制作要件①

- ・各マナー項目について啓発する動画は、外国人の利用者（主に中国・韓国その他、近隣アジア諸国の観光客）が、日本での守るべき乗車マナーと、周りに配慮すべき乗車マナーについて短時間で理解し、行動変容へ繋がる内容とすること。
- ・人物を起用した実写映像とすること。
- ・使用言語は 4 か国語（日本語・中国語・韓国語・英語）とすること。
- ・各マナー項目動画共通で歓迎の気持ちを伝える内容の短いオープニングシーンを挿入すること。

制作要件② ※動画の仕様

各配信方法に応じ、動画のリサイズ・変換を行うこと。

配信方法	動画長・ 音声	動画サイズ	データ形式	用途
(ア) デジサネ配信	15 秒 <u>音声なし</u>	<u>縦 1920×</u> <u>横 1080</u> <u>(縦動画)</u>	WMV 形式 CBR 固定、フレームレ ート 29.97FPS ビットレート 5M～ 20Mbps、コーデック WMV9	空港線福岡空港駅に 設置予定の縦型 65 イ ンチ程度のデジタル サイネージで放送 (令和 8 年 1 月上旬 設置予定)
(イ) 車内モニター	15 秒 <u>音声なし</u>	<u>縦 1080×</u> <u>横 1920</u> <u>(横動画※)</u>	MPEG-2 PS または H264-TTS1、 フレームレート 29.97FPS、 ビットレート 8Mbps 画像上下左右各 2%ず つのセーフティ領域	地下鉄車両の車両内 モニターで放送 (令和 8 年 3 月上旬 以降に放送予定)
(ウ) 各種 SNS 用	15 秒 <u>BGM を追加</u> <u>すること</u>	右記「用途」の SNS 投稿が可能な仕様 で作成。		・ YouTube「福岡市交 通局公式チャンネル」 ・ 福岡市地下鉄公式 X ・ 福岡市地下鉄公式 Instagram (随時配信予定)

※「(イ) 車内モニター」について動画部分の画像比率は 1:1 とし、余白部分には「福岡市地下鉄ロゴ」等を挿入する。また、「(イ) 車内モニター」用画像の制作にあたり、余白部分のレイアウトの詳細については別途指示する。

(3) 啓発項目

下記の各マナー項目について啓発する、3 本の動画を制作。

啓発項目	訴求内容
(A) 手荷物・スーツケース	・ 手荷物は、膝の上に置くなど周りに配慮する。 ・ 車内では、スーツケースの置き場に注意する。 ・ エスカレーターでは、スーツケースをしっかりと持つ。
(B) 優先席	・ 優先席はお年寄り・障がい者の方・妊娠中の方・子供連れの方・幼児に譲る。
(C) 車内・駅構内の環境	・ 大声での会話及び飲食はしない。

7 納品

(1) 納品方法

制作物はデータで納品すること。

(2) 納品場所

福岡市交通局営業部営業課

(3) 納品期限

6 (2) (ア) デジサネ配信 (A) については、令和 8 年 1 月 15 日 (木)

※以降 (ア) デジサネ配信 (B) (C) 及び (イ) 車内モニター (ウ) 各種 SNS 用について、
順次納品すること。

8 動画制作に当たっての注意

- (1) 事前に発注者と十分な協議を行う。
- (2) 啓発項目ごとに絵コンテ等を作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) 複数回の校正を要する。
- (4) 令和 9 年 1 月 14 日まで使用可能なものであること。
- (5) その他制作にあたり疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定すること。

9 著作権等

- (1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）に当たり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を各種プロモーション活動等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
 - ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
 - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
 - ③ 発注者が「2 事業目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。

10 留意事項

- (1) 関係法令を遵守の上、業務を遂行すること。
- (2) 本委託に係る業務の遂行にあたっては、受注者は、発注者と十分な協議および連絡を行うこと。
- (3) 本委託に係る委託内容は、発注者と受注者との調整の中で変更する場合がある。これに伴う仕様の変更等については、両者協議の上、決定する。
- (4) 本委託に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者の責任により対処することとし、生じた損害については、原則として受注者が負担するものとする。

- (5) 成果物を納品した後において、成果品や業務履行上の瑕疵が判明した場合には、受注者の責任において適切に対処すること。
- (6) 受注者は、本委託に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項又は業務上疑義が生じた事項については、両者協議の上、決定する。